

多度津町農業委員会議事録

令和5年8月18日午前8時57分より午前9時50分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階大会議室において開催した。

その状況は次のとおり

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告 その他

出席状況

出席委員

農業委員（13名）

議長	大西和芳
職務代理者（2番）	三野敏彦
職務代理者（3番）	土田敏雄
4番委員	西山正美
5番委員	矢野和幸
6番委員	池田一普
7番委員	細川清二
8番委員	山地文
9番委員	池内利行
11番委員	秋山義充
12番委員	伊達和博
13番委員	宮武良充
14番委員	横關幹夫

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	北岡康民
2番委員	大谷泰則
3番委員	眞鍋憲明
4番委員	篠原壽雄
5番委員	眞鍋昌造
6番委員	島田和博
7番委員	高島和秋
8番委員	村井文数

欠席委員

農業委員（1名）

10番委員 河井弘司

農業委員会事務局職員

事務局長	尾崎 昭宏
農地係長	亀井 康
主任主事	福家 眸

審 議 内 容

事務局長 おはようございます。少し早いようですが始めさせていただきたいと思います。定例会を始める前にお知らせがあります。本日の定例会終了後、農林水産係の塩田より地域計画について説明させていただきたいと思いますので、本日、同席させていただいていることをご報告いたします。

それでは、ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

初めに、大西会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

事務局長 ありがとうございます。

続きまして、本日の出欠状況についてですが、河井委員が欠席しておりますのでご報告いたします。本日は、農業委員14名中13名が出席しておりますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっていますので大西会長にお願いしたいと思います。

議長 ありがとうございます。

それでは、早速進めてまいりたいと思います。まず最初にいつもどおり私のほうが本日の署名委員さんを指名させていただきたいと思います。

6番の池田委員さん、それから7番の細川委員さん、よろしく願いをいたしたいと思います。

続きまして、昨日の小委員会の報告をいただく前に、ひと言添えたいと思いますが、初めて委員さんになられた方もおいでますので、前日の小委員会の報告をしていただく訳ですが、農業委員から始まって続いて推進委員さんというように全員で順次報告をいただくようになっておりますので、この点ご了承いただきたいと思います。そういったところで本日初めてになりますので4番西山委員さんより報告いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

西山委員 それでは昨日の小委員会の報告をさせていただきます。昨日ここ大会議室で9時より小委員会を開催し、現地確認してまいりました。特段問題あるところはなかったということで協議を終えました。

議長 ありがとうございます。

 ただいまご報告をしていただきましたけども、これについて何かご意見等ありましたらよろしく申し上げます。

 特にございませんか。

 ないようですので、議案のほうの審議を行いたいと思います。

 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について、を議題といたします。

 事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号をご覧ください。

【議案第1号番号1番から番号7番について、議案書を基に朗読】

 以上です。

議長 ありがとうございます。

 ただいま議案第1号について説明がありましたけども、これについてのご意見、ご質問等がありましたら、よろしく申し上げます。

 (挙手あり)

推8番委員 5番の解約理由が売買のためとなっているが、中山間の申請地番の対象になるので、売買となるんだったら申請面積が減少するので、その辺りどうなるのか、言える範囲で教えてほしい。

事務局 こちらの売買のためという理由なんですけど、同じ世帯の方が別の方から農地を買うという申請がありまして、その際に同じ世帯の方が別の方に農地を買って貸しているっていうのは全部効率利用要件に反するのではないかということで、ご自身がお持ちの土地を全て耕作するよというということで、それでここを解約して●●さんがされるという形になったんです。なのでこの農地自体を売買するのではなくて、あくまで他の農地を買うために、これを解約していただいたという形になります。

推8番委員 はい、わかりました。

議長 よろしいですか。ほかに何かございませんか。

 ないようですので、議案第1号につきましては、報告案件ということでご理解をいただきたいと思います。

 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請につ

いて、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

説明の前に、議案の削除について報告いたします。4ページの議案第2号、農地法3条の規定による許可申請につきまして、番号2番について議案の削除をお願いします。削除の理由につきましては、3条申請の書類受領後の事務局での現地確認にて、当該農地の境界が明確にわからなかった為、申請者に確認したところ、すぐに近隣農地の地権者立会のもと同意をもらった上で境界を決め、その旨の書類を作成し、提出するとの回答がありました。しかしながら8月の小委員会及び定例会に間に合わなかった為、農業委員会事務局対応として、本申請を一旦保留とし、諸条件が揃い必要な対応と書類が揃い次第、事務局に追加で提出させた上で、9月の定例会にて再度議案として上程することとなった為です。

以上1件について削除をお願いします。

それでは説明に入ります。

【議案第2号番号1番から5番について、議案書を基に朗読】

以上、4件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も自宅から近く問題がないことから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第2号の説明がありましたけども、これにつきまして何かご意見、ご質問等ありましたらよろしくをお願いします。

特にございませんか。

特にご質問等ないようでありますので、議案第2号について承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議がないようですので、議案第2号を承認といたしたいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでござい

ます。

【議案第3号番号1番について、議案書を基に朗読】

以上、今回申請のありました1件の転用申請につきましては、周辺が既に宅地化されていることから集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられますので、周辺の農地に支障はないということから許可要件を満たしていると考えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第3号について説明いただきましたけども、これにつきまして何かご意見、ご質問がありましたらよろしくお願ひします。

特にございませんか。

特にないようですので、それでは議案第3号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議がないようですので、議案第3号を承認いたします。

以上で本日の議案のほうは終了いたしました。

それでは、その他につきまして事務局よりお願いいたします。

事務局長

それでは、事務局より5点ご報告させていただきます。

1点目は、相続届出について。2点目は来月分の農地機構貸借案件について。3点目は、利用権設定の更新通知について。4点目は、8月受付分農振除外申出書について。5点目は、遊休農地調査の図面配布について報告をお願いします。

事務局

今月は相続届が1件提出されております。書類につきましては、個人情報関係から小委員会に出席されました委員さんと担当地区の委員さんにお配りをしております。配付資料をお持ちの委員さんはお取扱いに十分ご注意ください。もし不要であれば事務局にお返しく下さい。

以上です。

事務局長

続いて2点目、来月分の農地機構貸借案件について報告をお願いします。

事務局

A4横の農地中間管理事業対象農用地等総括表の資料をご覧ください。

こちらに記載されております貸借案は、8月28日より1週間、農地機構のホームページにて掲載されます。ご確認をよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長
事務局

3点目、利用権設定の更新通知について報告をお願いします。

利用権設定の更新通知についてご説明いたします。

令和5年10月31日及び令和5年11月30日で利用権設定が終了する所有者及び借受人の方に、更新の案内通知書を送付しております。送付時点で機構との相談を行っている方には送付はしておりません。

提出期限につきましては、10月に終了する方には、9月28日、木曜日、11月に終了する方には、10月26日木曜日をお願いしております。委員の皆様のところへ相談をしに行く方もおられるかと思いますが、その際には、記入方法や提出期限等の説明をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

事務局長
事務局

4点目、8月受付分農振除外申出書について報告をお願いします。

4点目、8月受付分の農振除外申出についてでございます。御手元にお配りしております。変更等理由書、総括表を御覧ください。農振除外、8月受け付けにつきましては、6件の除外申出がありました。欄外に譲渡人、譲受人の氏名を記載しております。今後の予定といたしまして、令和5年4月受付分の事務処理に時間を要していることから9月中旬が事務処理開始となる予定ですので、その2か月後の11月中旬以降に、農地転用の提出があると思われまますので、その際には、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長
事務局

5点目、遊休農地調査の図面配布について、報告をお願いします。

5点目、耕作放棄地現地調査について説明させていただきます。放棄地現地調査資料を御覧ください。耕作放棄地調査について、図面が完成いたしましたので、皆様の御手元に御用意しております。今年度も、委員の皆様のご担当区域内の耕作放棄地の状況調査にご協力いただきます。

耕作放棄地現地調査資料に沿って説明させていただきます。

それでは、表紙をめくり2ページをご覧ください。

耕作放棄地とは、以前、耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした考えのな

い土地をいいます。

続きまして、3ページから4ページをご覧ください。

耕作放棄地の区分の説明をいたします。

まず初めに、昨年度まで実施しておりました調査では、再生利用が可能な荒廃農地をA分類、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地をB分類と区分し、調査を実施しておりましたが、荒廃農地調査・利用状況調査、これら2つの調査が統合されたことにより、調査内容の見直しを行うこととなりました。

今年度より、変更となった内容といたしましては、昨年度まで、区分がA分類となっていたものが、1号遊休農地（緑区分）と1号遊休農地（黄色区分）に名称変更並びに細分化されました。B分類は、再生利用が困難な農地に名称変更されました。

今年度の調査より、調査区分が、緑・黄・再生利用が困難な農地の3種類になったということです。

1号遊休農地とは、再生利用が可能な荒廃農地のことを言います。

1号遊休農地の内、緑色区分とは、人力、農業用機械で草刈り、耕起、ばっこん、整地を行うことにより、ただちに耕作することが可能な農地をいいます。

黄色区分とは、草刈り等では、ただちに耕作することはできないが、基盤整備事業（暗渠排水、客土、重機を用いた整地など）を実施し、農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地をいいます。

大まかな目安といたしましては、利用されていない農地で、大きな木が生えていない、山林になっていないのが1号遊休農地、そのうち、トラクター等で耕起すればすぐ利用が可能な農地、1m未満の低木が数本程度存在するなど、荒廃度が低度なものについては、緑区分。

トラクター等のみですぐ耕起できない状態だが重機と併用すれば可能な農地、人の背丈以上に生育した雑木があるものなど、荒廃度が中度なものについては黄色区分となります。

続きまして、5ページから6ページをご覧ください。

再生利用が困難な荒廃農地とは、土地が森林の様な状態。農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なものをいいます。

目安といたしましては、重機を使用しなければ到底復旧できない農地、林野化しており農地に復元することがかなり困難な農地については、便宜上、赤色区分としております。

続きまして、7ページから9ページについて、現地調査方法を説明し

ます。

お手元に担当地区ごとの調査図面を、お配りしています。

この図面は、町税務課所有の令和5年1月1日現在の地番図データと航空写真を張り合わせた図面になります。

また、地籍調査、転用で、田、畑から山林、宅地、雑種地等になっているものについては、今回、非農地と転用として、青色で塗りつぶしております。なお、現地と今回の図面に相違がある場合は、後日、事務局までご報告ください。

それでは、資料7ページの図面の説明をいたします。

A4の図面は、担当地区の範囲を示した資料となります。担当地区ごとにお配りしている拡大図面にも同様に、青色でラインを引いていますが、担当委員の区域線になります。

作業手順といたしましては、最初に図面の区域の中に、昨年度の耕作放棄地調査の実績として、緑の網掛けと赤の網掛けがありますので、まず、この農地が解消しているのか確認をお願いいたします。

次の作業を説明いたします。

資料、8ページをご覧ください。

担当区域の農地が、現在、荒れているが、再生利用が可能な状態であれば、1号遊休農地、緑色区分か黄色区分を判断していただき、下の図の真ん中のように緑色か黄色で丸を付けて下さい。

大木が生えていて、森林のようになり農地として維持が不可能な場合であれば、再生利用が困難な農地として、下の図の左側のように赤色で丸を付けて下さい。

再生していれば、右側の図のように、黒色で丸をしてください。また、農地転用済みなどの記載でも問題ありません。

続きまして、資料9ページをご覧ください。

調査した日付について、地図の端に大きく書いてください。

現況が山林については、時間もかかりケガがあってもいけないので平地の確認だけで、問題ありません。

提出の締め切りにつきましては、11月17日（金）に開催を予定しております、11月定例会までをお願いいたします。

調査が終了いたしましたら、11月定例会前に提出していただいてもかまいませんのでどうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

事務局長 事務局からは以上になります。

議長 ありがとうございます。只今、たくさん報告がありましたけども、新しい委員さんについては、わからない点もあろうかと思えますけれども、全体にわたりまして何かご質問等ありましたらよろしくお願ひいたします。

少し私の方から耕作放棄地のパトロールの補足としまして、特に新しい委員さんは聞きなれない言葉もありますが、2ページ目に耕作放棄地とは、と定義がありますけども、昨日の小委員会でも確認しましたが、区分の説明があったと思いますが、過去一年以上作物を栽培せず等となっておりますが、年に何回か草の管理等、農地の管理をしていたら、作物を栽培していなくても無印で構わないという考え方は変わっていないことを確認しておりますので、申し添えておきます。そういったことで何か質問ありましたら。

1 1 番委員 調査の提出日とか聞き取りにくかったのですが。

事務局 1 1 月 1 7 日金曜日に予定しております定例会の時に提出していただけたらと思います。それ以前に調査が終わりましたら、定例会関係なく提出していただいても問題ありません。

1 1 番委員 1 1 月やな。

事務局 はい。

議長 よろしいですか。

はいどうぞ。

4 番委員 頂いた地図の中にすでに転用になっておるところがあるのですが、もうほっといたらええですか。

事務局 転用になっておるのが確認できるように、去年と比較して転用になっているのは青色で塗らせてもらっています。

4 番委員 それが漏れているってことやね

また青色で塗っといたらいい。

事務局 はい、青色で。

議長 他に。

他にございませんか。

9 番委員 先ほど会長からも言われたんですが、遊休地でも草刈とか管理ができていたら緑、黒。

議長 OKやいうことで、無印。

草刈しているとか年に何回かトラクター入れて耕運しよるとか、管理できていたら作付けしていなくても印付けなくていいということで

す。

推進5番委員 放棄地ではないということで、何も印付けなくてよいということやね。

9番委員 ということは、緑で書いてたら。

議長 前任者が何らかの形で緑の網掛けが入っていたら、今言ったよう管理をしていたら、改善ができたということで黒丸で。
草刈を1回したらとか、トラクター1回使ったからとかでなく、近隣からクレームが来ないように管理をしていたらという理解で。
他にございませんか。

11月の提出でまだ時間もありますし、何かわからないことあれば事務局に問い合わせするなり、前任の方にこれはどういう具合で印をつけたのかなど聞いていただけたらと思います。

冒頭に言いましたように、大変忙しい時期かと思いますが毎年やらなくてはいけないということですのでご協力お願いしたいと思います。

他に特にございませんか？

無いようですので、最後に来月の予定について事務局より報告をお願いしたいと思います。

事務局長 それでは、引き続き来月の予定についてご報告いたします。

9月の小委員会は、19日火曜日の午前9時から2階大会議室で行います。当番委員は5番矢野委員、推進委員は2番大谷委員にお願いしたいと思います。定例会は、20日水曜日の午前9時から同じく大会議室で行います。署名委員は8番山地委員、9番池内委員、10番河井委員の内、2名の方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願

いいたします。

事務局からは以上です。

議長 はい、ありがとうございます。

以上で定例会の内容、すべて終了になります。全体にわたりまして何かありましたらよろしくお願

いいたします。

特にございませんか。

定例会をこれで終了させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

以上で、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明します。

議 長

署名委員

署名委員

事務局長

書 記

書 記